



鳥取県公報

令和元年9月17日(火)
第9136号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の廃止の届出(244)(福祉監査指導課) 2
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意(245)(水産課) 2
	土地改良区の役員の退任(246)(東部農林事務所) 2
	津波災害警戒区域の指定(247)(河川課) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集(20) 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活環境課) 3

告 示

鳥取県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術者を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	廃止年月日
久保川 淳	鳥根県出雲市渡橋町1102-1	平成31年1月1日

鳥取県告示第245号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩美加入区及び泊中部加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和元年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年9月17日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 橋 本 友 幸 岩美郡岩美町大字白地490

令和元年8月19日退任

鳥取県告示第247号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 津波災害警戒区域

鳥取市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町及び日吉津村の区域（次の図に示す部分に限る。）

2 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県危機管理局危機管理政策課及び県土整備部河川課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

令和元年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年9月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 令和元年9月25日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年9月17日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

 - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	令和元年10月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品

筆記用具及び印鑑